



1988.7.21

No.2859

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄道）二九三五～六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

理由なき差別扱いは認められない

夏季手当
カット

当局説明すら拒否 7/7 団交

狙い打ちな一時金カットを許すな

JR東日本・貨物当局は、動労千葉の組合員を狙い打ちにして、五四名もの仲間の夏季一時金カットを強行した。（東日本五一名、貨物三名、病欠を除く）カット額は最高で十八・三%にもおよび。とりわけ、五四名中五一名ものカットを強行した東日本当局の労務政策は、極めて異常な強権支配であり、動労千葉潰しを狙った賃金差別である。当局が一切を秘密にしているの、細部は明らかでないまでも、運転職場及びわれわれの仲間が強制配転をされている各駅・売店では、一時金カット者のほとんどが動労千葉組合員であり、アップは鉄道労連の組合員に集中している。われわれは、このような不当労働行為を断じて許すわけにはいかならぬ。

カット理由の説明すら拒否する当局を許すな

今回の一時金カット攻撃で、とりわけきわだつて異常なことは、現場長が、カットされた本人に対してすら、ひと言もその理由を説明しないことである。「支社で判断したことだから、現場は何も知らされていない」「現場では理由を説明することはできない」と言うのである。

こんなデタラメな話しがあるだろうか！一時金は当然にも賃金、生活給の一部である。その賃金を勝手にカットしておいて、理由すら言わないのである。「現場は何も知らされていない」などということがあるはずはない。現場長の報告に基づく以外に各個人を「査定」できるはずもないのだ。

現場長が、このような対応をし、ただひたすら押し黙ってしまふ背景には、本社から、「現場では、理由など絶対に言ってはならない」という指令があるされているというのである。つまり、正当な理由など何ひとつないのだ。カットのためのカット、差別のための差別、ただひたすら組合潰しのみが目的なのである。

当局側の論理からしても、賃金カットをするということは、そのことによつて、日頃の勤務成績等を諷めるのが目的のはずである。理由すら言わないとなれば、カットされた本人は、改め様もないのである。差別支配・組合潰しのためには、デ

タラメにデタラメを重ねるJR当局を、われわれは断じて許すわけにはいかならぬ。

ひとかけらの誠意もない「団交」、「回答」

動労千葉は、七月七日、JR東日本千葉支社に対し、このような差別扱い、一時金カット攻撃に対し、申二七号をもつて団体交渉を申し入れた。しかし、七月十三日に開かれた団交の場での当局の回答は別掲のとおり、ひとかけらの誠意もないものである。しかも、二時間ほどの団交の間、当局は、われわれの具体的な質問には一切答えず、官僚主義まる出しで、テープレコーダーのごとく「回答」をくりかえし読みあげるのみであった。これは、事実上の回答拒否、団交拒否である。われわれは、理由なき差別扱いを断じて認めるわけにはいかならぬ。（つづく）

申し入れ事項	回答又は見解
1. (夏季手当の)増・減について、本人に対する説明を現場長が拒否していることは、極めて不当である。説明を拒否する理由を明らかにするとともに、直ちに説明するよう指導されたい。	夏季手当の支給にあたっては、就業規則に基づいて、調査期間内における個々の社員の勤務状況を具体的、客観的に把握し、厳格公正に行つたものである。個々の社員の夏季手当についての判断、決定は人事の一環として所属長(支社長)がその権限に基づいて行つたものであり、箇所長(現場長)には権限のない事柄であることから、個々の社員の問い合わせに対しても、箇所長が責任をもつて回答するということではできないものである。なお、成績率の適用に関する疑問等が生じた場合には、労働組合法等に則つた集団的な労使関係のルールの中でしかるべく取り扱っていくこととなる。
2. 就業規則の適用により、不利益な扱いを受けた場合の救済措置を明らかにすること。	